

(仮称) 弥八島海浜公園サウンディング型市場調査  
現地説明会・見学会

平成30年12月14日(金)

田原市街づくり推進課

# 目次

- 現地写真 ..... p.1 ~ 3
- 構造物概要、自然公園法規制 ..... p.4
- 土地利用規制 ..... p.5
- 急傾斜地、上下水道 ..... p.6
- 区域実測図 ..... p.7

写真撮影方向



この図面は位置的なものを示すものであり  
権利関係には使用できません



(仮称)弥八島海浜公園

①


④




②


⑤

園路




③


⑥

園路





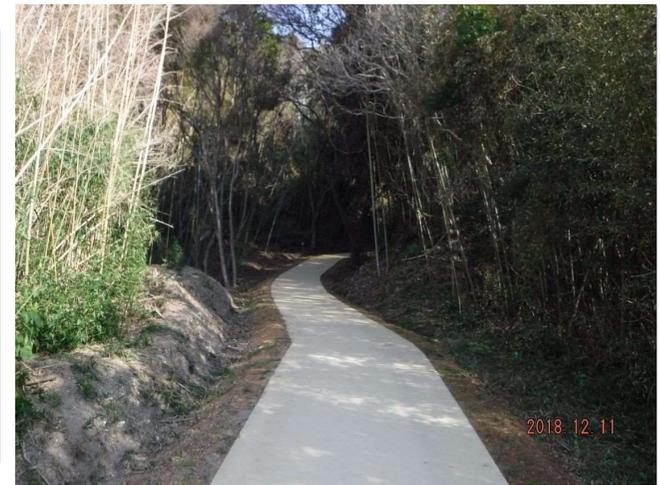

(仮称)弥八島海浜公園

⑦

展望台


⑩

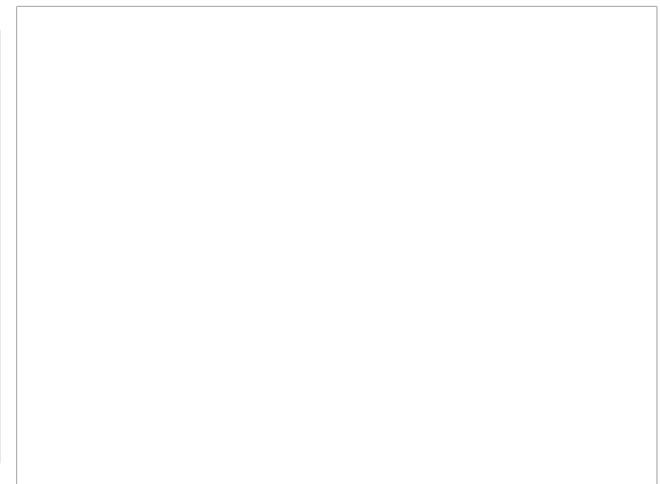
避難路

⑧

展望デッキ

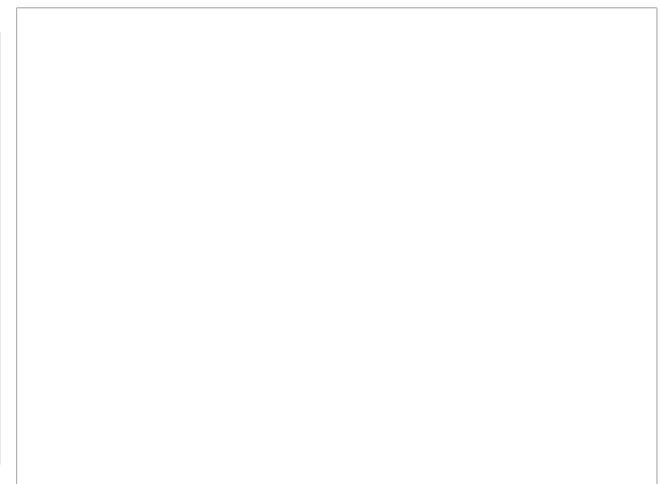




⑨

避難路





○構造物概要

平成29年度

遊歩道・誘導看板・照明 写真⑤⑥

L=90.0m

W=2.5m

コンクリート舗装

誘導看板 2基

照明灯ソーラー照明(A) 9基

ソーラー照明(B) 2基

平成30年度

展望デッキ 写真⑧

床面 L=11.0m×W3.3m

手摺 H=1.1m

構造:(再生材+アルミ材)

避難路 写真⑨⑩

L=118.1m

W=2.0m

塗布式カラー舗装(ページュ系)

丸太階段47段

建築年度:不明

展望台(木製) 写真⑦

自然公園内の行為規制概要

区分	行為の規制概要
特別地域	特別保護地区 ○原則不許可(既存建築物の改築等は許可)
	第1種特別地域 ○原則不許可(既存建築物の改築等、公益上等のために必要な車道の新築、改築、増築、単木択伐法による木竹の伐採は許可)
	第2種特別地域 ○不許可行為 ・集团的に建築物を建築させるための土地の形状変更 ・ゴルフ場の造成のための土地の形状変更 ・露天掘りによる新規の土石採取 ・廃棄物処理施設は原則不許可 ・廃棄物の野積み行為は原則不許可 ○許可可能な行為 ・既存建築物の改築等の他、高さ・建ぺい率・容積率等が制限内の建築物の新築、改築、増築 ・公益上等のために必要な車道の新築、改築、増築 ・原則択伐法による木竹の伐採 等
第3種特別地域	○不許可行為 ・集团的に建築物を建築させるための土地の形状変更 ・ゴルフ場の造成のための土地の形状変更 ・露天掘りによる新規の土石採取 ・廃棄物処理施設は原則不許可 ・廃棄物の野積み行為は原則不許可 ○許可可能な行為 ・既存建築物の改築等の他、高さ・建ぺい率・容積率等が制限内の建築物の新築、改築、増築 ・公益上等のために必要な車道の新築、改築、増築 ・木竹の伐採(とくに要件なし) 等
普通地域	○次の行為について要届出 ・次の基準を超える工作物の新築、改築、増築 建築物 高さ13m又は延面積 1,000㎡ 鉄塔 高さ30m 送水管 長さ70m ダム 高さ20m 等 ・特別地域内の河川湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ・広告物その他これに類する物の掲出、設置、表示 (届出不要行為) 地表から2.5m以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。 ・水面の埋立、干拓 ・鉱物の掘採、土石の採取 露天掘りで、面積が200㎡を超え、又は高さが5mを超えるのりを生ずる切土盛土を伴うもの ・土地の形状変更 面積が200㎡を超え、又は高さが5mを超えるのりを生ずる切土盛土を伴うもの

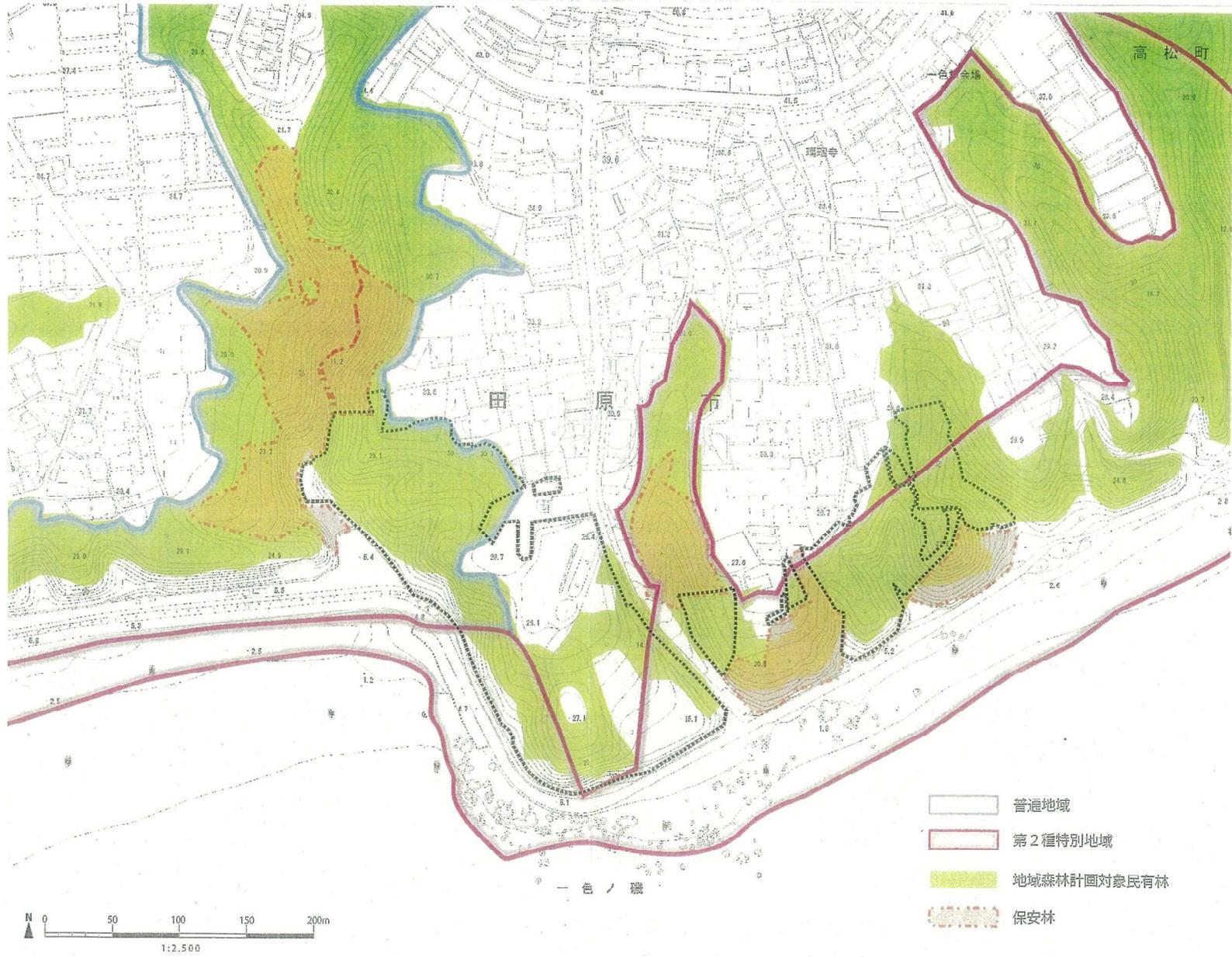
(注) 各項目において許可、届出不要行為の規定がある。

特別保護地区(法第21条第3項、施行規則第13条)

特別地域(第1種~3種)(法第20条第9項、施行規則第12条)

普通地域(第33条第7項、施行規則第15条)

■土地利用規制まとめ



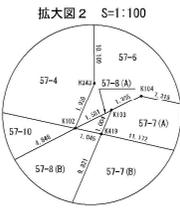
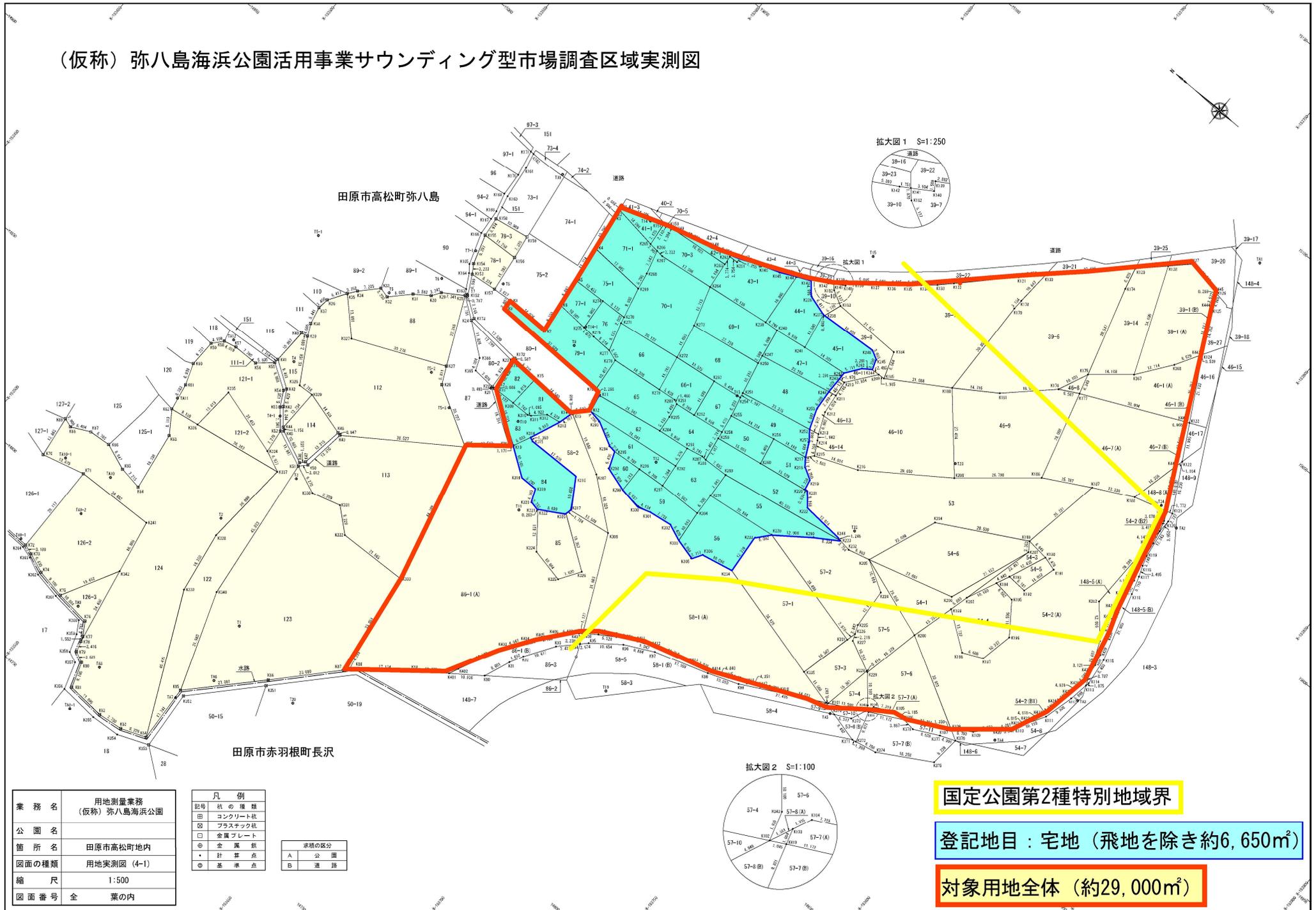
急傾斜地崩壊危険箇所



上水道、下水道



(仮称) 弥八島海浜公園活用事業サウンディング型市場調査区域実測図



業務名	用地測量業務 (仮称) 弥八島海浜公園
公園名	田原市高松町内
箇所の種類	用地実測図(4-1)
縮尺	1:500
図面番号	全葉の内

凡例

記号	旗の種類
田	コンクリート敷
区	アスファルト敷
口	金属プレート
◎	金属釘
・	計算点
◎	基準点

求積の区分

A	公園
B	道路

国定公園第2種特別地域界

登記地目：宅地（飛地を除き約6,650㎡）

対象用地全体（約29,000㎡）